

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
兵庫県養父市	1	マイナンバーカード機能のスマートウォッチ等ウェアラブル端末への搭載	オンラインによる高度な本人確認が可能な機能をウェアラブル端末に搭載し、カード利用手順の簡素化や、各手続のデジタル化を推進することで利用者の利便性向上を図る。	保険証等各種書類手続きにおける機能の統一化についてマイナンバーカードを活用する取組みが推進されているが、その機能を拡張し、かつ、より扱いやすい身近な腕時計等に集約することで、マイナンバーカードの普及と市民生活の利便性向上に寄与すると推察される。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）における「個人番号カード（第13-18条）」では、カードに搭載される個人情報等が書き込まれるIC以外は規定がない。このことから、マイナンバーカードは現在使用されているプラスチックの板状である必要はなく、カードの形状や材質についても柔軟に対応できるのではないかと考えられる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第13～18条	・当該法律施行令に附則を設けて、現施行令に準拠したICやセキュリティ仕様を付した腕時計をマイナンバーカードとして活用すること ・マイナンバーカードには本人写真が券面に記載されているが、腕時計においては本人写真の記載を外して代替措置によって本人認証すること	総務省	マイナンバーカードは、行政機関や民間事業者が、対面で、マイナンバーの確認と身元確認を1枚で行うことができる唯一の顔写真付き本人確認書類として、物理的なカードとして発行することとされている。また、これは、地域を限定せず本人確認書類として使用されるものであることから、ご提案は特区になじまないものとする。	現状、マイナンバーカードの趣旨を理解し活用しようとしている市民は少なく、物理的なカードという形で受け取っても自宅に置いたままであるケースが多いため、常に身に着けていることが可能な時計型にするなど、利用促進を図ることができる。また、運転免許証など今後の一体化が検討されているものに比べ、VISAタッチ、地域通貨などの少額決済機能のほか、本人の健康状態等有事の際にも円滑に活用できる機能を搭載することで、より安心安全で便利な暮らしを実現できる。実証等を重ね、様々な可能性に挑戦し、利便性を高めるために規制緩和を考慮するのが特区である。ぜひマイナンバーカードのウェアラブル端末への搭載を実施したい。	総務省 デジタル庁	ウェアラブル端末にマイナンバーカードの機能を搭載するにあたっては、搭載される情報が改ざん等されないことや、端末から読み出された情報が偽造されたものでないことを担保するなど、厳格なセキュリティの確保が必要と考えられる。現在マイナンバーカードについては、耐タンパ性を有し、国際的なセキュリティ基準であるCC認証を取得する等、厳格なセキュリティ対策を講じており、仮にウェアラブル端末にマイナンバーカードを搭載することになったとしても、これに匹敵するセキュリティ対策が必要である。なお、マイナンバーカードの利便性にも配慮し、マイナンバーカードの信頼性を基礎として、マイナンバーカードの電子証明書がスマートフォンへ搭載することを予定しており、スマートフォンのみでオンラインでの行政手続が可能となる仕組みを作ることとしている。この際、国際的なセキュリティ基準を満たした安全なICチップを有するスマートフォンを用いることとしている。また、生体認証については、スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、その課題を整理し、検討を進めることとしている。
兵庫県養父市	2	市民総合ポータル(市民向けサービスを統合管理できるスーパーアプリ)	デジタルPFIによる市民総合ポータルweb/アプリの提供により以下内容が実現可能。 ・行政サービスの手続オンライン完結(以下バーチャル市役所) ・ICTを活用した地域課題解決型サービス(=先進的サービス)の集約(お散歩アプリ・空き家対策、MaaS等) 本ポータルを素地とした各種サービスへの拡張が可能であり、より多くの事業者による柔軟なサービス提供の場として活用できる。	バーチャル市役所では、初回手続(ワンストップ)を行えば、その後個人端末から「いつでも」「どこでも」簡単に手続処理を行える。 本事業による効果について、住民利用者の利便性の向上、自治体職員の手間/判子文化等の削減とコストの双方をカット可能である。これにより、今度より深刻化する少子高齢化社会でも持続可能な行政を実現することができる。 また様々なサービスを連携することにより、住民、自治体、民間企業など、それぞれの主体で利便性・効率性の向上等の効果が期待できる。	書面化義務により電子契約手続きが利用不可となっている。	・宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 ・借地借家法22条、38条、39条 ・マンション管理法73条 ・特定商取引法第4条、第42条ほか ・金融商品取引法第37条の6	書面化義務を撤廃もしくは規制を緩和し、電子契約手続きの利用を可能にする。	金融庁 消費者庁 経済産業省	金融商品取引法第37条の6に基づき金融商品取引契約の解除については、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」(令和3年5月26日公布)において、電磁的記録によることを可能とする改正を行っており、公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日から施行予定である。 御指摘の契約書面の電子化を盛り込んだ消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案が成立したところである。 契約書面等を電磁的方法により提供することができることについては、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に認められるものですが、今後、消費者委員会の建議等も踏まえて、電磁的方法による提供の在り方について、消費者の承諾の実質化や電磁的方法による提供の具体的方法について、オープンな場で消費生活相談の関係者等を含めて広く丁寧に意見を聴取する検討の場を設けて検討を行ってまいります。			
兵庫県養父市	3	地元企業・店舗の地域ポイント普及推進	養父ポイントを市内の多くの企業・店舗へ対応可能とするために参入障壁を下げる。病院、飲食店、交通等で利用可能となる。	資金決済法の前払式支払手段について、自治体が承認する事業者に限り自治体同様の扱いで適用除外にすることができれば、キャッシュレスや地域ポイントなどの事業実施が推進される。 適用除外に際し、発行保証金の供託など条件付きも考え得る。	・地方公共団体が発行する場合適用除外となる。 ・第三者型前払式支払手段の発行の業務は、財務局長等へ申請を行い、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行ってはならない。 ・前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が千万円を超えるときは、その未使用残高の二分之一以上の額に相当する額の発行保証金を法務局に供託しなければならない。	・(資金決済法4条3号) ・(資金決済法第7条、第8条、第104条、同施行令29条) ・(資金決済法第14条、同施行令第6条)	資金決済法の前払式支払手段について、自治体が承認する事業者に限らず、自治体同様の扱いで適用除外を行う。(有効期間の拡張、再申請の簡略化等)	金融庁	前払式支払手段については、発行者の規制対応コスト等を考慮しつつ、利用者保護を図る観点から、6か月ごとの基準日における未使用残高を算出した額を保全する義務が課されています。発行者が国等に準ずる法人である場合に保全義務が課されていないのは、信用力の点において国等に準ずるものであれば利用者保護に支障は生じないと考えられるためであり、それ以外の発行主体について同様の取扱いとすることは困難です。 なお、産業競争力強化法上の新事業特別制度に基づく規制の特例措置により、財産基礎等に係る所定の要件を満たす商工会議所又は商工会は、新事業活動計画の認定を受けることにより、資金決済に関する法律上の保全義務の適用を受けることなく、最長で有効期間3年の前払式支払手段を発行することが可能です。			